

守山市家庭用再エネ・省エネ設備等導入促進補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年4月24日

守山市長 森 中 高 史

守山市家庭用再エネ・省エネ設備等導入促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、家庭における再生可能エネルギーの導入促進、徹底した省エネルギー化の推進を図るため、太陽光発電システム、蓄電池システムその他の省エネルギー設備等を設置する者に対して、守山市家庭用再エネ・省エネ設備等導入促進補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、守山市補助金等交付規則（昭和53年規則第1号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱で定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有すること。
- (2) 守山市市税等の滞納者に対する行政サービスの利用制限等に関する要綱（平成23年告示第17号）第1条に規定する特定滞納者でない者であること。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付対象となる住宅は、次の各号に掲げる条件をすべて満たす住宅とする。

- (1) 市内に存する住宅であること。
- (2) 補助対象者が所有（生計を一にする者および2親等以内の親族が所有する場合を含む。）する住宅であること。
- (3) 住宅を兼ねて事業所としている併用住宅または兼用住宅である場合は、延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供していること。
- (4) 太陽光発電システム、蓄電池システム、その他の省エネルギー設備等（以下「補助対象設備」という。）を設置する建物は既存住宅とし、補助対象設備の整備に併せて整備するものでないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、別表第1に定める補助対象設備にかかるものと

し、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 2 月 13 日までに発注または契約を締結したもので、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 2 月 27 日までに引き渡しを受けたものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、過去に国、県および市区町村が実施する助成制度による財政的支援を受けた補助対象設備のうち、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表第 1 および別表第 2 に規定する法定耐用年数を経過していない設備を更新する事業は、補助対象事業としない。

（補助対象経費）

第 5 条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象設備の設置に係る本工事費、付帯工事費および設備費とする。この場合において、付帯工事費とは、養生、仮設、解体、廃材処分、建築確認申請および最低限の付帯工事に係る費用とする。

- 2 補助の対象外とする経費および費用は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 消耗品の購入に係る経費
- (2) 公租公課（消費税または地方消費税相当額等）
- (3) 各種保証料または保険料
- (4) 既存設備等の修理または修繕に係る経費
- (5) 購入の際にポイントを利用した場合の利用額および値引き費用
- (6) 中古品またはリース取引に基づく設備等の取得費用
- (7) 販売、貸付等による利益を目的とする設備等の取得費用
- (8) 転売、返品、贈与等を目的とする設備等の取得費用
- (9) 予備的取得または将来に備えるための設備等の取得費用
- (10) 経常的に支払が必要となる維持管理費用
- (11) 新築工事、増築工事、改築工事および減築工事に伴う費用
- (12) 美装工事およびハウスクリーニングに係る費用

- 3 太陽光発電システム、蓄電池システム、省エネルギー設備等のそれぞれの補助対象経費の総額が 10 万円に満たない場合、および省エネルギー設備のうち高効率照明器具の補助対象経費の総額が 5 万円に満たない場合は、補助の対象としない。

（補助金額等）

第 6 条 補助金額等は、別表第 2 に定めるとおりとする。

- 2 市内に本社もしくは本店を有する法人または市内の個人の事業者が施工を行う場合は、別表第 2 に定める補助限度額に補助限度額の 20 パーセント相当額を加算する。
- 3 第 1 項の補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 この要綱に基づく補助金の交付は、同一人または同一住宅について、1 回を限度とする。

（補助金の交付申請等）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、令和 7

年5月1日から令和8年2月27日までに守山市家庭用再エネ・省エネ設備等導入促進補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績内訳書（別記様式第2号）
- (2) 補助対象事業に係る請負契約書または発注書等の写し
- (3) 補助対象事業の施工前後の写真
- (4) 補助対象経費を支出したことを証する書類の写し（領収書等）
- (5) 補助対象設備の保証書の写しまたはこれに代わるもの
- (6) 補助対象事業に係る見積書等の写し（導入設備のメーカー名および型番ならびに対象経費の内訳の分かるもの）
- (7) 補助対象設備の要件を満たしていることが分かる書類（仕様書等）
- (8) 申請者の住民票、運転免許証、マイナンバーカード等申請者の氏名および現住所が確認できる公的証書の写し
- (9) 補助対象設備を設置する住宅の付近位置図
- (10) 補助対象設備に応じた次の書類

ア 太陽光発電システム 出力対比表の写し

イ 蓄電池システム 太陽光発電システムとシステム連携していることが分かる書類（配線図、構造図等）

- (11) その他市長が特に必要と認める書類等

- 2 申請者は、前項に規定する申請書の提出を施工業者等に委任することができる。ただし、無償で手続きを代行する場合に限る。
- 3 前項の委任を受けた者が交付申請を行うときは、申請書の手続代行者欄に氏名、住所、連絡先等を記載するものとする。
- 4 申請者は、第1項の申請をもって、守山市が補助金交付の可否決定にあたり、市税等滞納の有無および居住の確認について、調査することを承諾したものとする。

（交付決定）

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、守山市家庭用再エネ・省エネ設備等導入促進補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により、当該申請者（以下「交付決定者」という。）に通知するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、守山市家庭用再エネ・省エネ設備等導入促進補助金不交付決定通知書（別記様式第4号）により、理由を付して当該申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、前2項の補助金の交付の可否について、申請があった日から30日以内に決定しなければならない。

（実績報告）

第9条 規則第11条に規定する実績報告は、第7条に規定する申請書等の提出によってなされたものとみなす。

(補助金の額の確定)

第10条 規則第12条に規定する額の確定は、第8条第1項に規定する交付決定通知をもってなされたものとみなす。

(補助金の請求および交付)

第11条 交付決定者は、守山市家庭用再エネ・省エネ設備等導入促進補助金交付請求書(別記様式第5号。以下「交付請求書」という。)により速やかに市長に請求するものとする。

2 市長は、交付請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付する。

(立入り検査等)

第12条 市長は、補助金の適正な交付のため、必要があるときは、申請者に対して報告を求め、または担当職員に実地調査を行わせることができる。この場合において、調査する職員は、その身分を示す職員証明書を提示しなければならない。

(決定の取消し)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

(2) 補助対象事業を承認なく変更し、または廃止したとき。

(3) 虚偽その他の不正な行為により補助金の交付を受け、または受けようとしたとき。

(4) この要綱の規定またはこれに基づく指示に違反したとき。

(5) その他法令またはこれらに基づく指示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、守山市家庭用再エネ・省エネ設備等導入促進補助金交付取消通知書(別記様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて守山市家庭用再エネ・省エネ設備等導入促進補助金返還通知書(別記様式第7号)により、交付決定者に当該補助金の返還を命じるものとする。

(書類の整備)

第15条 交付決定者は、補助対象事業に係る経費の収入支出を明らかにした帳簿証拠書類その他関係書類を整備しておかなければならない。

2 前項に規定する書類は、令和8年度から5年間保管しなければならない。

(財産処分の制限)

第16条 補助金の交付を受け取得した物品を市長の承認を受けないで、目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1および別表第2に規定する法定耐用年数

を経過した場合については、この限りでない。

2 前項の規定に違反した場合において、市長は期限を定め補助金の返還を求めることができる。

（不可抗力に対する補助対象事業の取扱い）

第17条 前条までの規定にかかわらず、天災等申請者の責めに帰すことができない事由により、事業期間内に補助対象事業の完了が困難となった場合の取扱いについては市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 7 年 5 月 1 日から施行し、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第12条から第17条までの規定は、なおその効力を有する。

（守山市市税等の滞納者に対する行政サービスの利用制限等に関する要綱の一部改正）

2 守山市市税等の滞納者に対する行政サービスの利用制限等に関する要綱（平成23年告示第17号）の一部を次のように改正する。

別表 1 補助金、交付金、報奨金等（物品給付を含む。）の表中

「

守山市家庭用再エネ・省エネ設備等導入促進補助金	守山市家庭用再エネ・省エネ設備等導入促進補助金交付要綱（令和 6 年告示 229 号）
-------------------------	---

」を

「

守山市家庭用再エネ・省エネ設備等導入促進補助金	守山市家庭用再エネ・省エネ設備等導入促進補助金交付要綱（令和 7 年告示第 298 号）
-------------------------	--

」に改める。

別表第 1 （第 4 条関係）

補助対象設備	対象要件（全ての要件を満たすこと。）
太陽光発電システム	(1) 発電された電気の全部または一部を住宅において消費するもの (2) 太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナーおよびその他付属機器で構成されているもの (3) 太陽電池モジュールが、一般社団法人太陽光発電協会 JPEA 代行申請センター（JP-AC）において設備認定にかかる型式登録されているものまたはそれと同等であると

	市長が認めるもの (4) 蓄電池システムを併せて設置するか既に備えている住宅に設置すること。
蓄電池システム	(1) 太陽光発電システムと常時接続し、同システムが発電する電力を充放電できるもの (2) 蓄電池および電力変換装置が一体的に構成されているもの (3) 一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）が「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス補助事業」において登録しているものまたはそれと同等であると市長が認めるもの (4) 太陽光発電システムを併せて設置するか既に備えている住宅に設置すること。
高効率空調	省エネルギー性能の向上を促すための目標基準（トップランナー基準）において省エネ基準達成率 100%を満たした製品、またはエネルギー消費効率（APF）が 6.6 以上のもの
高効率給湯器	電気ヒートポンプ給湯器（エコキュート）、潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）、潜熱回収型石油給湯器（エコフィール）、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器（ハイブリッド給湯器）の設置
家庭用燃料電池コージェネレーションシステム	ガスを使って電気とお湯を作り出す、高効率なエネルギーシステム（エネファーム）の設置
高効率照明器具	調光制御機能を有する LED であり、スケジュール制御、明るさセンサーによる一定照度制御、在/不在調光制御のいずれかの機能を有すること。
高効率冷蔵庫	省エネルギー性能の向上を促すための目標基準（トップランナー基準）において省エネ基準達成率 100%を満たした製品
窓の断熱	施工後の開口部の熱貫流率が $3.49\text{W}/(\text{m}^2\cdot\text{K})$ 以下となるガラス交換、内窓設置、外窓交換または同等の性能を有する施工
玄関ドアの断熱	施工後の開口部の熱貫流率が $4.7\text{W}/(\text{m}^2\cdot\text{K})$ 以下もしくはフラッシュ構造等断熱効果のある玄関ドアへの交換または同等の性能を有する施工

外壁の断熱	外壁へ断熱材の外張施工、外壁の内側から断熱材を充填施工もしくは内張施工または断熱塗装等断熱性能を有する施工
屋根の断熱	屋根の上側（外側）へ断熱材を外張施工もしくは屋根の下側（小屋裏側）に断熱材を施工または断熱塗装等断熱性能を有する施工

※未使用品であること。

別表第 2（第 6 条関係）

区分	補助対象設備	補助金額	補助 限度額
ア	太陽光発電システム	太陽電池モジュールの最大出力（小数点第 2 位以下切捨て）に 1 kw あたり 3 万円を乗じて得た額	15 万円
イ	蓄電池システム	蓄電容量（小数点第 2 位以下切捨て）1 kwh あたり 3 万 5 千円を乗じて得た額	28 万円
ウ	高効率空調	補助対象経費に 5 分の 1 を乗じて得た額 ※左欄に掲げる補助対象設備の同時申請は可能とする。ただし、同時申請の場合は 20 万円を限度額とする。	2 万円
	高効率給湯器		10 万円
	家庭用燃料電池 コージェネレーションシステム		20 万円
	高効率照明器具		1 万円
	高効率冷蔵庫		3 万円
	窓の断熱		5 万円
	玄関ドアの断熱		5 万円
	外壁の断熱		20 万円
	屋根の断熱		20 万円

※市内に本社もしくは本店を有する法人または市内の個人の施工業者が施工する場合、補助限度額に補助限度額の 20 パーセント相当額を加算する。

※区分ア、イ、ウの同時申請は可能とする。すべての補助対象経費の合計に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別 記

様式第 1 号(第 7 条関係)

年 月 日

守山市長 あて

守山市家庭用再エネ・省エネ設備等導入促進補助金交付申請書

(申請者) 住所

氏名

電話番号

守山市家庭用再エネ・省エネ設備等導入促進補助金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて申請します。また、交付要件の確認のため私の市税等の納付状況を市が確認すること、本申請に関し守山市から検査・報告等の求めがあった場合に同意します。

1 所在地	所在地 守山市
2 導入設備	☐太陽光発電システム 【蓄電池システムの設置状況】 ☐設置済 ☐未設置（蓄電池と同時設置） ☐蓄電池システム 【太陽光発電システムの設置状況】 ☐設置済 ☐未設置（太陽光発電と同時設置） ☐その他省エネ設備等
3 補助申請額	円（税抜き・千円未満切捨て） （様式第 2 号 事業実績内訳書 申請額【⑤】と同額）
4 他の補助金で申請（交付）された額	対象設備に対し他（国や県等）から申請（交付）された総額 円 （補助金名：） ☐ 申請（交付）されていない場合はチェックしてください。

5 請負事業者	事業所名			
	所在地			
	電話番号			
6 履行期間	着工	年 月 日	完了	年 月 日
7 確認事項	☐ 導入する設備は、過去に国、県および市区町村が実施する助成制度による財政的支援を受けた設備ではないことまたは財政的支援を受けているが、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1および別表第2に規定する法定耐用年数を経過していること			
添付書類	(1) 事業実績内訳書（様式第2号） (2) 補助対象事業に係る請負契約書または発注書等の写し (3) 補助対象事業の施工前後の写真 (4) 補助対象経費を支出したことを証する書類の写し（領収書等） (5) 補助対象設備の保証書の写しまたはこれに代わるもの (6) 補助対象事業に係る見積書等の写し（導入設備のメーカー名および型番ならびに対象経費の内訳の分かるもの） (7) 補助対象設備の要件を満たしていることが分かる書類（仕様書等） (8) 申請者の住民票、運転免許証、マイナンバーカード等申請者の氏名および現住所が確認できる公的証書の写し (9) 補助対象設備を設置する住宅の付近位置図 (10) 補助対象設備に応じた次の書類 ア 太陽光発電システム 出力対比表の写し イ 蓄電池システム 太陽光発電システムとシステム連携していることが分かる書類（配線図、構造図等） (11) その他市長が特に必要と認める書類等			

手続代行者	手続代行者名	
	手続代行者 住所・連絡先等	

様式第2号（第7条関係）

事業実績内訳書

区分	補助対象設備	メーカー名等	容量等	事業費	交付申請額
ア	太陽光発電システム	メーカー名	太陽電池の 公称最大出力（合計） _____kw (小数点第2位以下切捨て)	円	最大出力値 (_____kw) × 3万円 (小数点第2位以下切捨て) _____円…① (税抜き) ※上限15万円
		型式名			
イ	蓄電池システム	メーカー名	容量（合計） _____kwh (小数点第2位以下切捨て)	円	蓄電容量 (_____kwh) × 3万5千円 (小数点第2位以下切捨て) _____円…② (税抜き) ※上限28万円
		型式名			

区分	補助対象設備	メーカー名等	事業費	補助対象経費 【③】	補助金額 【③×1/5】
ウ	高効率空調		円	円	円 (上限2万円)
	高効率給湯器		円	円	円 (上限10万円)
	家庭用燃料電池 コージェネレーションシステム		円	円	円 (上限20万円)
	高効率照明器具		円	円	円 (上限1万円)
	高効率冷蔵庫		円	円	円 (上限3万円)
	窓の断熱		円	円	円 (上限5万円)
	玄関ドアの断熱		円	円	円 (上限5万円)
	外壁の断熱		円	円	円 (上限20万円)
	屋根の断熱		円	円	円 (上限20万円)
補助対象経費 合計				円	
交付申請額 (税抜き) ※上限20万円				_____円【④】	

※市内事業者により施工した場合は、補助上限額を2割上乘せします。

補助申請額合計（税抜き）【①＋②＋④】（千円未満切捨て）

_____円【⑤】

第 号
年 月 日

様

守山市長

守山市家庭用再エネ・省エネ設備等導入促進補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった守山市家庭用再エネ・省エネ設備等導入促進補助金について、守山市家庭用再エネ・省エネ設備等導入促進補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

- 1 補助対象設備
- 2 補助金の額 金 円

第 号
年 月 日

様

守山市長

守山市家庭用再エネ・省エネ設備等導入促進補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった守山市家庭用再エネ・省エネ設備等導入促進補助金について、守山市家庭用再エネ・省エネ設備等導入促進補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり交付しないことを決定しましたので通知します。

記

1 不交付の理由

令和 年 月 日

守山市長 　　　　　あて

(申請者) 住所

氏名

電話番号

守山市家庭用再エネ・省エネ設備等導入促進補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定通知があった守山市家庭用再エネ・省エネ設備等導入促進補助金について、守山市家庭用再エネ・省エネ設備等導入促進補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 金 円

2 振込先

金融機関名	銀行 金庫 組合	本支店名	本店 支店 代理店 出張所					
預金種別	普通・当座	口座番号 (右詰めで記入)						
口座名義人	(フリガナ)							
添付書類	振込先口座の通帳の写し							

第 号
年 月 日

様

守山市長

守山市家庭用再エネ・省エネ設備等導入促進補助金交付取消通知書

年 月 日付け守 第 号にて交付決定をした守山市家庭用再エネ・省エネ設備等導入促進補助金交付決定の（全部・一部）について、守山市家庭用再エネ・省エネ設備等導入促進補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり取り消したので通知します。

記

- | | | | |
|---|------------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 取消金額 | 金 | 円 |
| 3 | 取消後の交付確定金額 | 金 | 円 |
| 4 | 取消理由 | | |

第 号
年 月 日

様

守山市長

守山市家庭用再エネ・省エネ設備等導入促進補助金返還通知書

年 月 日付け守 第 号にて交付決定をした守山市家庭用再エネ・省エネ設備等導入促進補助金について、守山市家庭用再エネ・省エネ設備等導入促進補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり返還を請求します。

記

- 1 交付決定額（確定金額） 金 円
- 2 返還金額 金 円
- 3 返還理由
- 4 返還期日 年 月 日まで
- 5 返還方法